

# 名古屋外国語大学における公的研究費の不正使用の防止及び対応に関する規程

2015年3月17日規程第11号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、名古屋外国語大学における公的研究費の運営・管理に関する規程（2015年規程第16号。以下「研究費規程」という。）第14条第2項の規定に基づく調査委員会の設置、同規程第17条の規定に基づく告発等の受付、調査及び認定の手続き並びに同規程が規定する公的研究費の不正使用の防止及び対応に関する一連の手続きの円滑な実施に必要な事項を定め、もって名古屋外国語大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な使用に資するものとする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の意義は、研究費規程が定めるところによる。

### (方針)

第3条 この規程の実施に当たっては、名古屋外国語大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（2015年規程第22号。次項において「不正行為規程」という。）による不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応との連携を図るものとする。学長は、必要に応じこれらの活動の合同実施などの措置を講じ、又は命ずることができる。

2 公的研究費の不正使用の防止に関する研究倫理教育は、不正行為規程第6条第2項に規定する研究者倫理に関する教育と併せて実施することができる。

## 第2章 公的研究費の不正使用の防止のための体制

### (公的研究費適正委員会)

第4条 本学に、研究者の公的研究費の不正使用の防止及び不正使用が生じた場合における適正な対応に関する基本的な事項を審議するため、公的研究費適正委員会を置く。

2 公的研究費適正委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 学部長
- 四 大学院国際コミュニケーション研究科長
- 五 学長が指名する専任教員 3名以内
- 六 法人事務局長及び大学事務局長
- 七 法律の知識を有する外部有識者 1名
- 八 その他学長が必要と認めた者

3 前項第5号、第7号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(公的研究費適正委員会の運営)

第5条 公的研究費適正委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に、学長の指名により、副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(公的研究費適正委員会の職務)

第6条 公的研究費適正委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 研究者の公的研究費の不正使用の防止に係る研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- 二 研究者の公的研究費の不正使用の防止に関する情報の収集及び周知に関する事項
- 三 その他研究者の公的研究費の不正使用の防止に関する事項

### 第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第7条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、受付窓口を置くものとする。

- 2 前項に規定する受付窓口は、住田正夫法律事務所(名古屋市中区丸の内二丁目1-36)とする。
- 3 告発窓口担当者は、告発を受け付けた場合には、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

(告発の受付体制)

第8条 公的研究費の不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、公的研究費の不正使用を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、公的研究費の不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていない限り行わない。
- 3 窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該告発に関係する部局長等に、その内容を通知するものとする。
- 5 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、公的研究費の不正使用の疑いが指摘された場合(公的研究費の不正使用を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、公的研究費の不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、最高管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第9条 公的研究費の不正使用の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある

者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、公的研究費の不正使用が行われようとしている、又は公的研究費の不正使用を求められている等であるときは、相談窓口は、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

#### (告発窓口担当者の義務)

第10条 告発の受付に当たっては、告発窓口担当者は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口担当者は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

### 第4章 関係者の取扱い

#### (秘密保護義務)

第11条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者（以下、「告発者等」という。）に連絡又は通知をするときは、告発者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

#### (告発者の保護)

第12条 部局の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

#### (被告発者の保護)

第13条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

#### (悪意に基づく告発)

第14条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。この規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、法人事務局に報告する。

## 第5章 事案の調査

### (予備調査の実施)

第15条 第8条の規定に基づく告発があった場合又は最高管理責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、公的研究費適正委員会の委員長が同委員会の議を経て指名する。
- 3 予備調査委員会は、速やかに予備調査を開始し、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類等を保全する措置をとることができる。

### (予備調査の方法)

第16条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた関係資料等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、公的研究費の不正使用の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

### (本調査の決定等)

第17条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を公的研究費適正委員会に報告する。報道、会計検査院等の外部機関からの指摘による場合においても同様の取扱いとする。

- 2 公的研究費適正委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 公的研究費適正委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 公的研究費適正委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 公的研究費適正委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関に、調査方針、調査対象及び方法等について報告し、協議しなければならない。

### (調査委員会の設置)

第18条 公的研究費適正委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の過半数は、本学に属さない外部有識者でなければならない。
- 3 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、調査対象の事案に利害関係のある者は除くものとする。
  - 一 研究担当の副学長
  - 二 被告発者の所属する部局の部局長

- 三 公的研究費適正委員会の委員長が同委員会の議を経て指名した有識者 若干名
- 四 法律の知識を有する外部有識者 若干名
- 五 その他学長が必要と認めた者

(調査委員会の運営)

第19条 調査委員会に委員長を置き、前条第3項第1号の副学長をもって充てる。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、調査委員会に準用する。

(本調査の通知)

第20条 公的研究費適正委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、公的研究費適正委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 公的研究費適正委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第21条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該公的研究費の不正使用に係る資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 告発者、被告発者その他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第22条 本調査の対象は、告発された事案に係る公的研究費のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の公的研究費を含めることができる。

(証拠の保全)

第23条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動の経理関係書類に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る公的研究費の不正使用が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る公的研究費の不正使用に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第24条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る公的研究費の予算配分

又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

- 2 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告するものとする。

#### (調査協力)

第25条 調査委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ、当該事案に係る資料の提出、閲覧又は現地調査に応じるものとする。

#### (不正行為の疑惑への説明責任)

第26条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該公的研究費の使用が適正な方法及び手続にのっとり行われたものであることを、説明しなければならない。

## 第6章 公的研究費不正使用の認定

#### (認定の手續)

第27条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、公的研究費の不正使用の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について、認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、公的研究費の不正使用が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

#### (認定の方法)

第28条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、公的研究費の不正使用か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として公的研究費の不正使用を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、公的研究費の不正使用であるとの疑いを覆すことができないときは、公的研究費の不正使用と認定することができる。

#### (調査結果の通知及び報告)

第29条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者並びに法人事務局に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計

画等を含む最終報告書を配分機関に報告するものとする。

- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第30条 公的研究費の不正使用が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第18条第2項及び第3項の規定に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、法人事務局及びその事案に係る配分機関並びに文部科学省に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第31条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、第2項又は前項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第32条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、公的研究費の不正使用に関与した者の氏名・所属、関与の程度、公的研究費の不正使用の内容、公的研究費の不正使用の相当額、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、公的研究費の不正使用があったと認定されたが、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 公的研究費の不正使用が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きの公表における公表内容は、公的研究費の不正使用に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表するものとする。

## 第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第33条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第34条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に関与したと認定された者、公的研究費の不正使用に責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(措置の解除等)

第35条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第36条 理事長は、公的研究費の不正使用に関与した者に対して、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。



附 則

この規程は、2015年3月17日から施行する。

この規程は、2017年4月1日から施行する。(第7条2)